

◎開会の宣告

(午前10時08分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第30号から議案第41号までの上程、審査報告、質疑

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第30号、日程第2、議案第32号、日程第3、議案第32号、日程第4、議案第33号、日程第5、議案第34号、日程第6、議案第35号、日程第7、議案第36号、日程第8、議案第37号、日程第9、議案第38号、日程第10、議案第39号、日程第11、議案第40号、日程第12、議案第41号までを議題とします。

議案第30号から議案第41号までは、予算特別委員会に付託してありますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

1番、酒井右一君。

予算特別委員長、酒井右一君。

〔予算特別委員会委員長 酒井右一君 登壇〕

○予算特別委員会委員長（酒井右一君） 平成29年度予算特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を只見町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

本件は、平成29年3月13、14日、15日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議した。

1、議案30号 平成29年度只見町一般会計予算について。審査結果でございます。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。意見1、地域づくり交付金について。地域の実情を十分把握し、住民自治の本質が具現化されるよう、成熟した制度設計を構築し予算執行にあたること。意見2、各振興センターの事務について。振興センターは本庁の出先機関の事務もあるが、各センターは住民自治の事務局としてもっぱら機能しなければならない。本来の業務を理解し、その業務がより成熟するよう、職員の配置と資質向上に万全を期し予算執行すること。意見3、観光商工政策について。町の観光政策の方向性と第

三セクターの在り方が不明である。集客施設と収益施設を区別し、当町が持つ観光資源が総合且つ横断的に活かされるよう腐心して予算執行にあたること。以上について、議会は委員会を通し注視していくこととする。

2、議案31号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

3、議案第32号 平成29年度只見町国民健康保険施設特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

続いて、議案第33号 平成29年度只見町後期高齢者医療特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

議案34号 平成29年度只見町介護保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

議案35号 平成29年度只見町介護老人保健施設特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

議案36号 平成29年度只見町地域包括支援センター特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

議案37号 平成29年度只見町簡易水道特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

議案38号 平成29年度只見町観光施設事業特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

議案39号 平成29年度只見町交流施設特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

議案第40号 平成29年度只見町集落排水事業特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

議案第41号 平成29年度只見町朝日財産区特別会計予算について。審査結果。本件については原案のとおり採択すべきものとした。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、委員長から報告がありましたが、これに対し、何か質問ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質問なし。

質問なしと認めます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第30号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 次に、各議案ごとに、順次、討論・採決を行います。

議案第30号 平成29年度只見町一般会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

11番、山岸国夫君。

反対討論ですか。

○11番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

○11番（山岸国夫君） 議案第30号 平成29年度只見町一般会計予算について反対で討論いたします。

子育て支援など、一部、積極的な予算もありますけれども、私はどうしても町民の姿が目についてなりません。それは福祉商品券の扱いであります。この予算には計上されておられません。金額についてはこの間の経過からも約480万円程度であります。町の一般会計予算からすれば、極めて少ない金額でありますけれども、町民の方、暮らしぶり、訪問して、冬場、大変な思いをして生活しておられます。また、夏の7月・8月の暑い時期にあっても、この福祉灯油、ちゃんと頼むよという切実な声も寄せられてきました。28年度からこれがなくなって、その結果、今年の1月・2月にも多くの町民の方から何故なくなったんだと、町からお金をもらえろということはめったにないことで、おおいに期待している声も寄せられました。これの質疑の中では冷却期間という言葉もありましたけれども、私は冷却期間を置いたら、町民、凍結してしまう、大変な事態になるんじゃないかというふうに思っています。町民の暮らしに根差して温かい手を差し伸べていく。これは去年の9月の一般質問でも行いましたけれども、戦後、苦勞して子育てをしてきて、経済成長にも貢献されてきた人達であります。多くは言いませんが、大変な苦勞をされて、この只見町の発展のために寄与されて

きた、今、高齢期を迎える人達、そういう人達に温かい手を差し伸べていく。これこそ地方自治体の主たる任務ではないでしょうか。まあ、そういう意味でもこの予算が計上されていないこと、私は非常に残念に思います。そういう点から反対の討論といたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許可いたします。

ありませんか。

ありません。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号 平成29年度只見町一般会計予算を採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第30号 平成29年度只見町一般会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第31号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第31号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「反対討論です」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） この国保税、国民健康保険事業に対して反対の討論であります。

国民健康保険税。これの医療費給付分と後期高齢者支援金分の合計で、28年度、27年度とは賦課が同じでありました。この間、均等割り、一人当たりでは平成20年の2万円か

ら27年度・28年度では3万1,200円と1万1,200円の増額になっております。所得割も平成20年の5.45パーセントから平成27年・28年では8.1パーセントへの増額となっております。平等割でも同時期で1万5,400円から2万3,500円と大幅に引き上げられております。私はこの平成20年を対象にしたのは、後期高齢者医療制度が始まってからのことでもあります。同時に、この期間の中では国の交付金が、医療費、いわゆる100パーセント補助のうち50パーセントだったものが、給付費、いわゆる町民が医者にかかった場合、3割負担になりますから、その7割に対して国が補助するという、大幅に減額される措置もとられました。大元は国の財政措置が削られたために、その分が町民一人一人の国保に加入する人に大幅な増減をもたらしたものであります。で、同時に、歳出の保険給付額。これは平成20年から29年予算案の10年間で、平成20年の3億9,260万8,000円。そして21年には3億9,914万円。この21年を最高に、25年度からは3億4,000万前後の金額となって推移しております。このことは大きな変動がないことを示しております。これは75歳以上の後期高齢者を国保会計から差別、分離したこともひとつの要因であります。町が町民の命、健康を守るために基金を活用し、今年度予算では1,700万円を繰入金としておりますけれども、これをもっと、まだまだ基金があるわけでありますから、国保税の引き下げを求めていく立場から、町民の命、セーフティネットであります。加入者は町民であります。町が財政的に国民健康保険で支援するのは、これは当然のことです。そういう点から、また来年からは国保の会計の広域化が図られようとしています。そういう意味では今ここの基金を活用して、大幅な保険料の、保険税の引き下げを求める立場でありますので、この会計には反対いたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許可いたします。

ありませんか。

なし。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第31号 平成29年度只見町国民健康保険事業特別会計予算を原案のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第32号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第32号 平成29年度只見町国民健康保険施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 私はこの案に対しまして、特に町長が施政方針演説の中で雇用対策の問題として述べられた文言があります。それは町内事業所において、正規の職員、従業員を雇用した事業主への助成を行い、正規雇用の促進云々とありました。これは只見町の少子化対策としても大事な施策であります。Iターン・Uターンの促進を図っていくうえでも要の一つであるものと考えております。そういう立場でいきますと、この会計の中には、医科、歯科、臨時雇職員賃金。そして、歯科の、歯医者さんも嘱託でやっているなど、この間、人員との関係の質疑での答弁もありましたけれども、私は只見町で働いている方々が将来展望を持って只見に住み続けられる。将来展望があつてこそ、子供さんも生み育てられるというふうに思います。臨時雇いで、いつ、その雇用の場がなくなるか。そしてまた、雇用の場がなくなれば、次の就職先を求めざるを得ないという状況に置かれております。そしてまた、技術職の方々の継続性、技術の向上。こういう点からいっても、非常にこの臨時雇対応では町民の健康を守る、命を守る。そういう点では不安定であると思っております。そういう意味からも、やっぱり正規の雇用を図り、そしてそこに働く人が安心して只見に住み続けられる。この制度確立が今求められていると思います。Iターン・Uターン者を増やし、そ

して、安定して只見町に住み、安心して住み、子供を産み育てられていく。そのことが人口増にも繋がっていくのじゃないかと思います。町がこういう姿勢を取るのでは、町長の施政方針と全然、裏腹のこの予算措置というふうには私には言わざるを得ないのでございます。そういう立場から、安定した雇用、町民が、働く人が安心して住み続けられる。そういう予算に今後していくことを求めて反対の討論といたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

ありませんか。

ありません。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成29年度只見町国民健康保険施設特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第32号 平成29年度只見町国民健康保険施設特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第33号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第33号 平成29年度只見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「反対討論です」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 反対討論をいたします。

この後期高齢者医療制度そのものは、導入当初から75歳以上の高齢者を差別していく医療制度でありました。この保険料そのものが、制度発足時から広域化によって只見の町民は6年間、全県平均の4万円にするために毎年引き上げの措置がとられてきました。町民にとっては、毎年の負担増であるのがこの間の経過でもあります。同時に、特別徴収が強制されて、予算書の中でも特別徴収の金額が多いわけです。そういう意味では、徴収そのものまで町民の懐に手を突っ込んでお金を取っていく。これでは特に年金から天引きであります。そういう意味では自由裁量で使えるお金が低額な年金の中で町民生活はやりくりもままならないというのが実態であります。こういうふう当初から私はこの制度そのもの、反対でありますし、そして、保険料が引き上げられ、大変な思いしている町民の方々、このためには町独自の軽減策もこの点では取るべきものと考えております。現在の制度、広域で、そして町が徴収義務だけ負わされる。こういう制度そのものにも当初言いましたように反対でありますから、そういう点での反対討論といたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ありません。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成29年度只見町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第33号 平成29年度只見町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第34号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第34号 平成29年度只見町介護保険事業特別会計

予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 反対討論を行います。

この介護保険制度そのものの中身として、地方自治体の自治事務として扱われることが地方自治法の改正でもなっております。特に私は、この第6期の計画の中で、保険料の軽減に独自に取り組むべきと思ってます。これは条例改正も示されておりましたが、第1号の第1項の第1号者については前年、昨年度と同じ減額措置になりました。しかし、第1項の2号・3号の人達は消費税が値上げされなかったということで軽減税率の適用なりませんでした。これは町単独でも軽減策を図るべきものと思ってます。先ほど言いましたように地方自治体の自治事務でありますから、これは町単独事務でもできるわけであります。で、同時に、第1項1号の住民税非課税の方が、一人の単独生活だと軽減税率も適用されますけれども、しかし、家族の中、子供さんと一緒に課税所得がある方と同居の場合、軽減税率が適用されないという条例の賦課方式になっております。そうしますと、家族が介護保険料の二重払いにもなっている賦課方式じゃないかというふうに私は思っております。そういう意味でも町民の中で働きながら親御さんを面倒を看ている。そして、この面倒看る中でも、働くのを、生活維持していく、働くことを優先するためには、介護保険の上限の枠を超えて施設に預けなければならない。私も母親の介護施設への預けでショートステイで上限額いっぱい使った場合、その月は10万円ほどになりました。たぶん、その方、金額は言いませんでしたけれども、介護保険で使える上限。これは介護保険制度で上限の枠はそれぞれ決まっておりますから、この枠を超えて負担するとなると、町民の負担額は大きなものがあると思います。益々これから高齢者が多くなり、そして家族介護も負担となる中で、こういうところに被保険者の保険料の軽減。そして、介護する側の負担の軽減。そういう立場からも、私はこの案には反対であります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ありません。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成29年度只見町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第34号 平成29年度只見町介護保険事業特別会計予算を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第35号の採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第35号 平成29年度只見町介護老人保健施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決をいたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第35号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第36号の採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第36号 平成29年度只見町地域包括支援センター特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決をいたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第36号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第37号の採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第37号 平成29年度只見町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決をいたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第37号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第38号の採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第9、議案第38号 平成29年度只見町観光施設事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決をいたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第38号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第39号の採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第39号 平成29年度只見町交流施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

採決をいたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第39号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第40号の採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第11、議案第40号 平成29年度只見町集落排水事業道特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第40号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第41号の採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第12、議案第41号 平成29年度只見町朝日財産区特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決をいたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第41号は可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここで、お諮りをいたします。

町長より、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを追加し、追加日程第1とし、日程第13以下を繰り下げて審議したいと思います、
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定をいたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第1、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） 同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてでござい

ます。

副町長に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。住所、福島市大森馬場7番地の1。氏名、橋本晃一。生年月日、昭和48年2月5日生まれでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

質疑・討論を省略し、直ちに採決をいたします。

同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについては原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 賛成多数と認めます。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

ここで、選任第1号 議会運営委員会委員の選任について及び陳情29-4 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。また、佐藤孝義議員より、発議第2号 JR只見線早期全線復旧を求める意見書（案）が提出されていますので、これらを日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4とし、日程第13以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、これらを日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4とし議題とすることに決定をいたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

[追加議案及び資料配付]

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎選任第1号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第2、選任第1号 議会運営委員会委員の選任については、正副議長並びに各常任委員長にこの選任を一任し、決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

ここで、暫時、休議をいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時04分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

ただ今の選考の結果、議会運営委員会委員は佐藤孝義君に決定をいたしました。

お諮りをいたします。

議会運営委員会において、委員会条例第6条第2項の規定により、委員長が欠けておりますので、委員長の互選を行いたいと思いますので、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

ここで、暫時、休議いたします。

11時15分から再開いたしますので、しばらくお待ちください。

休憩 午前11時05分

再開 午前 11 時 32 分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

ただ今、議会運営委員会において、委員長が互選されましたので、議長より報告をいたします。

議会運営委員会委員長に佐藤孝義君が決定されました。

名簿を配付いたします。

〔名簿配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎陳情第 29-4 の上程、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第 3、陳情第 29-4 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

陳情第 29-4 については、会議規則第 92 条の第 2 項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第 29-4 については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

陳情第29-4を採択することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

したがって、陳情第29-4については採択することに決定をいたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第4、発議第2号 JR只見線早期全線復旧を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

佐藤孝義君。

6番、佐藤孝義君。

[6番 佐藤孝義君 登壇]

○6番（佐藤孝義君） 発議第2号。只見町議会議長、齋藤邦夫様。提案者、只見町議会議員、佐藤孝義。賛成者、只見町議会議員全員でございます。JR只見線早期全線復旧を求める意見書（案）。上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

裏面をご覧ください。JR只見線早期全線復旧を求める意見書（案）。平成23年7月の新潟・福島豪雨から6年が経過しようとしていますが、JR只見線は会津川口駅から只見駅までの間、いまだに復旧されていません。この間、本町議会では、JR東日本本社及び支社、国土交通省など国の機関、国会議員等に繰り返しの陳情と只見線利用促進事業等への復旧に向けて活動してきました。こうした中、平成29年2月1日及び3月7日の全員協議会において、県と会津17市町村の首長等による、福島県JR只見線復興推進会議の総意として、上下分離方式により只見線を鉄道で復旧させることを取りまとめたとの報告を町長から受けたところです。JR只見線は、豪雪地帯である会津地方の広域交通のかなめであり、通勤、通学、通院など地域住民の生活にとって重要な役割を果たすとともに、SLやトロッコ列車が走り、その車窓からの風景は広く日本、世界の鉄道ファンに知られた観光路線であり、会津の広域観光にとって今後重要な役割を果たす路線です。よって、福島県はJR只見線の早

期全線復旧に向けて下記の事項について措置されるよう強く要請いたします。記。一つ、国に対し、鉄道軌道整備法の改正など法整備等を実現させ、国の財政的支援を可能にするように早急に働きかけること。二つ、J R只見線復旧財源及び上下分離方式により発生する運営経費について、市町村の負担軽減を図るよう支援方策を講じること。三つ、J R東日本に対してさらなる財政負担を求めること。四つ、J R只見線の早期全線復旧に向け、関係自治体住民、議会、行政に対してさらなる説明責任を果たすこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。あて先は福島県知事、内堀雅雄様。福島県南会津郡只見町議会、齋藤邦夫。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 本件につきましては、質疑・討論を省略いたしまして採決いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 委員長は自席にお戻りください。

発議第2号 J R只見線早期全線復旧を求める意見書（案）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎総務厚生常任委員長の審査報告、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第13、陳情28-8 陳情書 全町的な「買い物支援バス」運行と小学校通学区域を単位とした地区活動及び集落活動の支援体制の強化をお願いする件を議題といたします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

5番、総務厚生常任委員長、中野大徳君。

〔総務厚生常任委員長 中野大徳君 登壇〕

○5番（中野大徳君） 総務厚生常任委員会審査報告書。本委員会に付託された、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告します。

1、審査事件、陳情28-8 陳情書 全町的な買い物支援バス運行と小学校通学区域を単位とした地区活動及び集落活動の支援体制の強化をお願いする件。只見町明和自治振興会長、刈屋晃吉他3名であります。審査経過。本件は、平成28年9月会議において付託を受け、平成28年10月11日、21日、11月22日、30日、12月19日、29年1月19日、2月7日、2月13日の委員会で審査しました。審査結果、採択。理由。本件は、全町的な買い物支援バス運行と小学校通学区域を単位とした地区活動及び集落活動の支援体制の強化を求めるものである。買い物支援バスは、明和自治振興会が中心となり平成26年度から福島県地域創生総合支援事業を活用し取り組まれてきた。実績、アンケート等の内容から継続を模索され、事業に該当する国の支援事業を窓口にあたる当局へ申請要望をされてきた。この事業、買い物支援バスは、既存のデマンドタクシーとの違いは、単に買い物だけでなく、高齢者の安否確認や地域住民のコミュニケーションの場等、多面的な役割を果たしていることでもあり、むしろその役割が大きいと考えられる。また、第七次只見町振興計画の中にも公共交通体系の確立の中で明文化されている。このような事業をはじめ、地域住民が集落の実態に即して自主的な活動を行っていることに対し、国県の支援制度を積極的に活用し支援することは当然のことと考える。小学校通学区域を単位とする地区・集落支援の諸対策の実施は、進行する人口減少、高齢化の中、当局は地域課題を共有し積極的な施策を講じるべきと判断し、採択すべきものとした。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

よって、陳情第28-8号は委員長報告のとおり決定されました。



◎経済文教常任委員長の審査報告、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第14、陳情28-6 白沢地区給水施設の只見町への移管に関する陳情を議題といたします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

経済文教常任委員長、大塚純一郎君。

2番、大塚純一郎君。

〔経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○2番（大塚純一郎君） 経済文教常任委員会審査報告を審査経過並びに結果について、下記のとおり報告をいたします。

（1）審査事件。陳情28-6 白沢地区給水施設の只見町への移管に関する陳情。黒谷区長、菅家達朗。（2）審査経過。本件については、平成28年5月会議において付託を受け、平成28年5月12日から平成29年2月7日までの12回にわたり委員会で審査をいたしました。（3）審査結果、採択。（4）理由。本件の給水施設は、平成9年に設置されて以来、地元住民による水道組合が役割を分担しながら施設を維持管理し、集落の飲用水を供給してまいりました。しかし、近年の高齢化による一人暮らし世帯の増加や、豪雨災害による加入世帯数の減少などによって、従来の施設の維持管理を継続していくのが容易でない状態となり、これまでの地元組合による施設管理から町管理に移管していただきたい旨の陳情でございました。当委員会では、まず、町当局、陳情者並びに関係団体とともに現地調査を行い現状の把握に努めてまいりました。今の状態では、将来的に維持管理が困難であることと併せてライフラインである水供給の問題でもあることから、一刻も早い改善が必要であると認識し、委員会において町当局と10ヶ月にも及ぶ協議を重ねてまいりました。結果として、町当局においても県との事前協議や集落住民との協議・合意が整い、移管に向けた具体的な事業が示されたことから、本陳情は採択すべきものと決定しました。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

委員長は自席にお戻りください。

ただ今の委員長報告のとおり、採択するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第28-6号は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎役場庁舎に係る陳情についての調査特別委員会委員長の審査報告、質疑、討論、
採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第15、陳情第29-1 陳情書 只見町役場庁舎を旧
只見中学校校舎に定めることについてのお願いを議題といたします。

役場庁舎に係る陳情についての調査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

役場庁舎に係る陳情についての調査特別委員会委員長、中野大徳君。

〔役場庁舎に係る陳情についての調査特別委員長 中野大徳君 登壇〕

○5番（中野大徳君） 役場庁舎に係る陳情についての調査特別委員会審査報告書。本委員会
に付託された、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告します。1、審査
事件。陳情29-1 陳情書 只見町役場庁舎を旧只見中学校校舎に定めることについての
お願い。明和自治振興会会長、刈屋晃吉他3名。2、審査経過。本件は、平成29年2月第
2回会議において付託を受け、平成29年2月23日、3月3日、3月6日の委員会で審査
した。審査結果、採択。理由。本件は、委員会付託せずに全員協議会及び特別委員会を設置
し審査した。陳情は、庁舎は現存する旧只見中学校を活かし役場庁舎とする事であったが、
主旨を確認すべく陳情者を参考人招致した。結果として、危険庁舎であることから早急に暫
定移転する事、また、山積する政策課題等の地域振興策を優先すべきとの主旨を確認した。
以上の理由から採択すべきものとした。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 今ほど、役場庁舎に係る陳情について、調査特別委員会の委員長の中野君より報告がありました。申し上げたいのは、審査事項の29-1に対して、この最初出た陳情書の内容について、この陳情書とずれがあるような感じをしますので申し上げたいんですが、この審査事件29-1 只見町役場庁舎を旧只見中学校に定めることをお願いしたいというのが去る1月の18日に受付をして、受理をされて、3回も陳情内容について検討したわけではありますが、審査の結果は今回、採択と。採択の理由は暫定移転と確認したと。その暫定移転の内容については先ほど申されましたように、危険庁舎であることから早急に暫定移転をすることと。それからもう一つは、また山積する財政課題等の地域振興策を優先すべき。そうした主旨を理解して採択したということではありますが、私の申したいのは、役場庁舎を只見中学校に定めるお願いの中で、内容は役場機能を、職員も全部、機能も職員も全部、旧中学校を庁舎として位置付けると。そして、町長の目の届くところ、一つになるべきだということを強く申されました。3月の6日の日に来て。参考人として刈屋会長をお招きして、陳情された内容をお聞きされたと思うんですが、その内容の、6日の内容によってこうした文言が出てきたのかなと。この陳情書の中には暫定移転としてほしいなんていうことは一言も書いてありませんよ。陳情の文言にもありません。それを採択すると。私申し上げたいのは、この前回の29-1の6月、いや、1月18日に受け付けた内容は4件あると思うんですよ。よく説明されました。6日の日に。町長、菅家町長は、役場庁舎は身の丈に合った庁舎を、というように名言されていたと。しかし、四つ、課題の陳情が出されております。一つは、1億数千万円と書いてあるが、1億2,000万にのぼる町税を費やした庁舎建設の経費の精査を要求する内容であります。二つ目としては、只見中学校校舎を役場庁舎にするように多くの町民は考えていると。それから三つ目は、現庁舎は耐震性が問題あるから、危険庁舎であるので、一刻も早く移転しろと。四つ目は、改造等も必要であろうというように、数項目にわたって陳情をされております。これが、私はこの陳情書について、私は今質問するんですが、後で、参考人を呼んでいろいろお聞きして、そして全員で協議した内容でこの報告をまとめられたんでしょけれども、それとは大きくずれがある。ずれがあるというのは、まず私はあの、一番先に、刈屋元副町長に、40年のキャリアの中で、様々、お世話に私はなってきましたけれども、初めての質問だと。それにはこの陳情の要旨である、第1番目にある中学校に庁舎を定めることの陳情ですねと言ったら、そうですという、議事録にもあります。私はその書いたのを読みましたから、その通りですって。それから私は、

その中で、町の条例を変えても改正することによって、改正を求めても、求める陳情ですって言ったなら、まさにそのとおりですと。私は町の条例と合致しないものですから、再質問しました。庁舎の位置については、自治法、地方自治法4条、地方公共団体は役場の位置を定める、または変更しようとするときは、条例で定めなければならないということを条例で謳っております。それは私から口に出したのではなくて、一般的には過半数があれば良いんだと。そして、自治法の4条からいって、出席議員の3分の2なんだと。位置については。ということ、まさによく理解されているなということを知りましたが、私から3分の2なんていうことは一言も言っておりませんが、あ、勘違いしてんでねえがということを知り、議員各位から言われましたけども、私から言ったんじゃないんですよ。まあ、それはそれとして、私はこの4項目に対して、位置の決定もしないで、そして暫定移転ということも陳情書にはないんですよ。この陳情書には。それは後から出たきたあなで、様々の意見を聴取した中で考えて、こういうまとめをされたと思います。しかし、数多くの項目の陳情にわたる場合は決め方があるんですよ。全員協議会で検討しました。位置については全員が反対だと。それから暫定移転についてはほとんど賛成だと。だとすれば、何故、位置は不採択。それから暫定移転は賛成と。ここにも書いてあるんですよ。決め方に。項目、いくつかの項目にわたれば、場合は、部分採択があるんですよ。私は心配するのはこの位置を、この陳情を活かして、この採択としておけば、必ず問題が出ますよ。問題出ないとすれば、法的根拠がないんですよ。採択しても、不採択しても。反対討論の中で色々申し上げますが、私はこの陳情を採択するのであれば、なあなあではないけれども、差し替えをしなければ、この陳情に対しての採択というのはしてならない。すべきでないんですよ。これは。反対討論の中で申し上げますけども、法も、何も条例もない…

○議長（齋藤邦夫君）　まあ、9番、鈴木さん、あの、要点を申し上げていただいております。

○9番（鈴木 征君）　反対討論の中で時間…

　申し上げたいのは、

○議長（齋藤邦夫君）　簡単をお願いします。

○9番（鈴木 征君）　差し替えしなければ、後で問題起きますよ。法的根拠がなくとも。陳情者によっては…

○議長（齋藤邦夫君）　委員長。

○5番（中野大徳君） 今、おっしゃっていただきました。まず、1番目にずれがあるのではないかとございます。その件に関しましては、2回目の会議でありました、その会議の中で、主旨を確認するという意味で参考人に来ていただきました。それで、その確認審議している中で、そして最終日まで審議している中で、あくまでもここに書いてありますように、危険庁舎であることから、早急に暫定移転することということで大方の皆さんは理解していただいたものというふうに私は審議中は、今もそう思っております。そういった意味で採択、結果は採択ということになりました。そのほかにも政策課題の優先とか、そういったことをおっしゃっていただきましたけども、ここにおられる大方の方が、その主旨に、その主旨であれば、それは良からうということでこういった結論になったと認識しております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、簡潔にお願いします。

○9番（鈴木 征君） 簡潔にしますが、この暫定移転というのは分散型ではあったけども、昨年の6月の議会の中で、2番議員がおっしゃったことに対して、もろ手挙げて賛成した一人なんです。私は暫定移転と、危険を。それが、それが今回、暫定移転となってくつと、やはり一時再議の会議の原則のひとつである、会議中の中で同一の内容の暫定移転というものを取り上げて決議するということはできないということに、一時不再議の中にあるんですよ。それはいい。終わります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 1点だけお伺いいたします。

私はこの陳情の主旨というのは、いわゆる願意というのは三つだと思っております。で、この文面にありますように、今置かれた町の状況からは、今、山積する、いわゆる地域課題にまず取り組みということが一つ。そして、二つ目は、いわゆるその地域づくりの拠点となります役場。役場については今のところ、危険であれば、まず移れと。使えるところに移れというのが二つ目だと思っております。で、そこにいろいろ議論があって、前回、参考人招致で、それは暫定移転ということを確認いたしております。ですから、委員長もこういった文面にされたというふうに思っております。で、三つ目が、もう一つあの、先ほども鈴木議員のほうから話が出ておりましたが、要するに、機能の強化。いわゆるその役場機能を分散ではなくて集中化しろということが、非常にこれ、絶対条件だというようなこともおっしゃ

っておりましたが、非常に厳しい表現で書かれてもおりました。その三つ目の内容がちょっとここに確認できておりませんが、その辺は委員長、副委員長がこの文面作られる過程の中でどういうふうに整理なさったか。この点、1点お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○5番（中野大徳君） 昨日でしたか、昨日だか一昨日でしたか、一般会計予算の中に暫定移転の設計の予算ありました。私はそういったところで今は審議していただくのがベストだったかなと考えております。で、今回、これを審査してくるにあたって、暫定移転が主旨であるということであります。そして、その後、暫定移転をどのようにするかどうかは、これから皆さんと当局が協議していくものだとは認識しておりますので、その文面は特には入れませんでした。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） 二方が質問されましたので、随分だぶっておりますので、端折って質問したいと思います。私は先ほど鈴木議員がおっしゃった形と大体同じなんですが、私も昨年の6月の議会、そして今議会でも暫定移転の予算が議決になりました。そうしたことから、私はこの旧只見中への暫定移転には賛成であります。しかし、この採択の理由ですね。陳情書の中で、読んでるのは、私は10番議員とはちょっと違いますが、只見町役場庁舎を只見中学校に定めることのお願いと陳情書の主旨です。この主旨はやっぱりあの、この前もお話しましたが、新聞で言えば見出しと同じで、一番この文書の中で重要なところをこの陳情の主旨にするというのがまあ、当たり前の話じゃないかなというふうに思います。そこでですね、あの、陳情の中身がそういう中身なので、それを結果としては危険庁舎であることから早急に暫定移転すること。こういうことでその、暫定移転と書いてないのに暫定移転することというふうに返す。私はあの、いろんな、まあ、町と議会とか、いろんな問題見てますと、こういうその、曖昧な文書の処理の仕方、陳情の処理の仕方が後日に問題があったんでは困る。私はそこなんです。ですから、暫定移転、おおいに結構。是非、早くやっていただきたい。そのように思ってます。ただですね、こういうその、イロハのイのようなことを問題ある形で、やはりこの只見町議会が決めるということに私は反対なんです。そうしたことは委員長あの、審議の過程でどんな按配でお話になったでしょうか。私も参加しておったんですが、どのようにお考えになっておられますか。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○5番（中野大徳君） 委員会としては、委員会としては、皆さんの大方の方が、これは位置についての問題でなくて、暫定移転を早期にすべきだということで、大方の方はそういう理解で進んできました。で、最終的に表決という形になりました。大方…

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 話の途中ですが、いいですか。

話の途中ですから、最後まで聞いてください。

○5番（中野大徳君） そういう形で進んできて、大方の方がそのように理解されたと、委員長としてはそう解釈しております。

○議長（齋藤邦夫君） 申し上げますけれども、委員会の審議はされて、そして結果が出ているわけですから、先ほどあの、3番議員ですか、質問された、いわゆる採択の理由の件で質問されたことは妥当と思いますけれども、特別委員会で議論されたようなことを蒸し返すようなことでない質問をお願いいたします。

○3番（藤田 力君） はい。わかりました。

今、委員長答弁されたように、私も大方の見方がそういう見方であれば、やはり、陳情書を、あまりそぐわない話かもしれませんが、もう一回出してもらいなり、何なりの方法で、やはり暫定移転してくださいといったような中身をやるべきだというふうに思いましたが、まあそれも、議長へも私は、こういったこと良いんですかということ途中で聞きました。ですが、議長は、全然問題ないということをおっしゃいました。私はこういう解釈に対して、極めて、私は後日、問題が出るんでないかなというふうに思っております。この後の反対討論でも説くと申し上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。

〔発言する者あり〕

○3番（藤田 力君） 反対討論ですよ。

○議長（齋藤邦夫君） 少数意見の留保ないんですけれども。少数意見の留保がございません。

今は質疑ですが、採決は特別委員会で決定されて、少数意見の留保されておられません、本会議で採決ということにはならないと思いますが、採決でありませんが、なんですか、反対討論とか、賛成討論とかということにはならないと思いますが。委員会審議終わってるわけですから。

〔「質疑」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質問。

はい。3回目です。

○9番（鈴木 征君） 反対とか、賛成でなくて、質疑ですから。

○議長（齋藤邦夫君） はい。結構です。

○9番（鈴木 征君） 私は只見町議会委員会条例の中に、会議の規律・規則というものがあるんですよ。それには、先般に、この文書が出されました。これは17条には参考人の聴視の、参考人として呼ぶ者は議長の許可を得て、そして18条には出席者の、関係機関の出席者の資料を求める場合は、委員長は委員会に諮って、委員会の許可があつてはじめてこれを求めることができるんですよ。それが私は第2の陳情だんねえがと。あなた、俺のそばにいたけども、陳情でねえがら、資料だからさすけねえだという良い方して、すぐ局長はこう、やられましたけども、その陳情書の中身が、この、今回の審議した結果、あれはそういうあなに強く表れているんですよ。私は是非とも、これを、採択は採択で私は良いでしょう。しかし、陳情書について、イエスかノー。採択か不採択に、どっちかなんですよ。せめて、差し戻し、差し替えということもあつたんですし、陳情者に対しても、議会としても、町民であつても、町民から我々、選ばれて出た議員が、陳情者に対して、それはそれなりに慎重に審議して、結果を報告しなければなりませんので、私はどうしても、陳情書の中身を少し変えてだな、通るようなことにしておかないと、この陳情書に対して私は質問してんだから。後からきて、後から出した資料を重く受け止めて、いろいろに作文されて、陳情ということ、いや、採択ということになっておりますけども、私は位置についてははっきりと不採択。そして、一部採択もできるんですよ。この基準から言うと。法的に。でも、陳情書には法的に制限がないんですよ。それは、だから、瑕疵ある議決は無効だよというふうになるわけだから。私はこの4項目の陳情内容に対して、あまりにもずれがある。ずれがあるからどうしても中身を変えて、変えられるところは変えて、そして陳情者の理解を得て、採択のことにすることであるのであれば、私は良いんだけども、このままの採択で、この文書を残すということになれば、私は問題が必ず起きます。おいても法的根拠がないよと、無効だよということにはできないと思うんですよ。陳情者に対して。そこだけ、議長、よく理解されて、この場ではっきりと中身を変えても採択と。私は是非、採択にしてほしいんだよ。でも、この文書で採択すると、陳情者ではねえけれども、傍聴者もいるわけですよ。中身、法的をさておいて、都合のいいような採択なんていうことは、議会であつてはならない。陳情の内容を

変えることもできませんので、是非とも、この点を申し上げておきます。私は質問終わりますが。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、若干あの、今、9番議員から申されたことを私のほうから、理解をいただくために申し上げますけれども、私は委員外議員ですから、委員ですから、私はすぐそばにいましたけれども、委員長の許可を得て、おそらくあの、なんですか、資料配付をされたわけです。で、こんな資料は第2の陳情書でないかという話が委員会の中で盛んに話されたものですから、私はこれは委員長がそのとおりに、説明員が読んで説明されたので、これは説明資料なんでさすけねえんねえがという話をしたわけですから、その点はひとつ、誤解のないように、ひとつお願いしたいなと思います。

ほかに質疑ございませんか。

3番。

○3番（藤田 力君） さらに重ねて、その説明のことについてお話したいなと思います。陳情書はですね、これ、明和自治振興会長、刈屋晃吉他3名となっておりますが、区長会、老人クラブ、婦人会。4団体が出たんですよ。これ、皆さん、当然おわかりでしょうが。で、それが、3月3日に説明員として来られたのは自治振興会の会長さんだけ。ですよ。会長のグループだけですよね。婦人会とか、老人クラブとか、区長会とか、そういった方々からは一人も参加されませんでした。そして、陳情書と、鈴木議員もおっしゃいましたが、もう相当な意味で違う説明を、まあ、刈屋会長のほうから説明を受けたと。私はここも納得できないものの一つです。まあ、皆さん、4団体が全員来て、説明してるんだったらまだしもですよ、そのうちの1団体が来て、しかもその説明には、説明文には団体名もなければ判子もない。そういったものを信じて、それで云々かんぬんという、この只見町議会の決め方が私は納得できない。そういうことです。筋はわかります。私も。わかりますが、いろいろ言いたくはないんですが、後日にこのことが原因でもめ事とか、今の何とか学園のようにならないように、私はあえて、お昼休み過ぎてますが、お話をしました。

以上です。私も答弁ありません。

○議長（齋藤邦夫君） この件については、委員長のほうから申し上げます。これはまあ、委員会の中での結論に対してのお話ですので、私のほうからコメントすることはできません。

○5番（中野大徳君） まず、判子もなければ、何もないということでございますけれども、判

子がなければ陳情書のならないのか。私はその点は疑問であります。やはり住民感情と申しますか、感情でなくて、こういった陳情書を上げられるのは、住民の権利でありますし、で、そこで、まあ、只見町議会として跳ねつけるようなことも私はできないと、今までの経験からそう思っております。そういった意味で、本来ならば、付託委員会というものがあって、そこで付託して今までは審議してきましたが、今まで何年も、この問題については審議してきました。それを、今回、特別委員会で、たった3回の中で、私は委員長を務めさせていただきましたが、非常にこれは、私自身も辞退しましたが、無理があるとは感じておりました。それでも一応、委員会として特別委員会を設置する案は誰が出されたか、ここでは申し上げませんが、そして、誰も委員長を、はっきり言えばやりたがらない中で、私がたまたまお引き受けすることとなった経過は皆さんご存知だと思います。そういった中で、主旨を確認すべくは第1回目の会議で皆さんが決められたと思うんですよ。進め方について協議しました。2回目には、参考人を呼んで主旨を聞こうと。3回目には、当局の考え方も聞こうということは、私の独断でなく、皆さん、全員に諮って進め方も決めて、そして審議してきました。その中で、その先ほどの資料云々の問題もありますが、私はその件は何の問題もないと思っております。それは主旨をわかっていただくために陳情者が配付したものであって、それを読み上げただけでありますので、

〔発言する者あり〕

○5番（中野大徳君）　ということで、その資料がどうだとかっていう議論では

〔発言する者あり〕

○5番（中野大徳君）　まあ、個人的に解釈の違いで、さっき山岸さんが反対されたように、そのように、なればなったで、それはしょうがないです。これは。認めていただけないのであれば。ですが、委員長としては、私はそのように進めてきて、今こういう結果になっていると、委員長報告をしているわけであります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君）　ほかに質疑ございませんか。

7番、鈴木好行君。

○7番（鈴木好行君）　新人なので、よく、混乱はしているんですけども。あの、当初、役場庁舎に係るこの陳情書。私は反対でございました。というのは、先ほど9番議員がおっしゃった、その陳情書の内容に理解ができなかったからであります。それで、もうちょっと詳し

く話を聞こうということで聞いた結果、この採択理由にあるように、危険庁舎であるから早急に暫定移転をなさいと。それから山積する政策課題等の地域振興策を優先すべきという、ごく当たり前の主旨であるという話を受け、それから賛成、その意見なら賛成だというふうに理解しました。それでですね、先ほど3番、藤田議員とか、9番、鈴木征議員がおっしゃったように、陳情書、もう一回出していただければ一番よろしいのかと思いますけども、ただ、参考人まで呼んで、ああやって意見を聞いて、その真意はこうなんですよと。私はこの採択の理由が、一番大切なんじゃないかなと思います。採択の理由として、危険庁舎であることから早急に暫定移転すること。山積する政策課題を優先すべき。というふうな確認が得られております。ですからこの採択理由を最大限に尊重してよろしいんじゃないかなと私は思います。

○議長（齋藤邦夫君） 申し上げますけれども、質疑の後に討論と採決をいたしますので、討論の際に今ほどのような意見をもう一度出していただくようお願いをしたいと思います。

それではあの、質疑はこれでよろしいですか。終わります。

いいですか。

委員長報告に対する質疑はこれで終わります。

それではあの、いろいろな意見がございますので、これから討論を行いたいと思います。

討論を行います。

討論のある方、お願いします。

討論ありませんか。

討論なければ、これで討論を打ち切ります。

〔「少数意見は留保してねえがら、だめだだべ」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） いや、質疑・討論・採決、大丈夫です。

今、確認してもらいましたから。

先ほどの私の話は撤回させていただきます。

○9番（鈴木 征君） 質問の中で、

○議長（齋藤邦夫君） ちょっと待ってください。

それでは、これから討論を行いますが、まず原案に対して反対の方の発言を許可いたします。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 反対の立場で申し上げたいと思いますが、陳情書については、差し替えだとか、差し戻しだとか、ということではなく、採択・不採択で決めるわけなんですけども、多くの、数多く、4件にわたる陳情内容でありました。その後、説明員が来て、7番議員がおっしゃったように、ここに資料ありますけれども、資料は資料と、いいでしょうそれは。いいでしょうけれども、私は本舗の陳情書に、採択の内容よりも採択という中身の中でずれがある。ずれがあるというのは、先ほども申しましたが、そのずれをなんとかこの、採択、私、採択するあなたに対して反対の立場で申し上げますけども、私はその内容を直しておかないと、後でやっぱり、法的、あれが拘束力なくとも、きちんとしたやっぱり、議会議員で決めたことの内容は慎重に付け加えても、採択の内容、陳情者に採択内容を通知する場合は、さっきの文言に位置の問題も触れて、きちんとわかりやすくしていただければありがたいなというふうに思います。反対の立場でそれを付け加えさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、賛成の方の、

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 賛成の立場から討論をいたします。

前回も申しましたように、陳情というのは、あくまでもその願意や主旨が妥当性があるかどうかということでもあります。で、非常にその経過の中で疑問持たれた部分については、参考人にわざわざおいでをいただいて、その主旨を理解をしたうえで委員会では採択すべきものという決定をいたしております。ですから、そういった意味で、当初あった疑問というのは払しょくしておりますし、当時の記録というものは全部、会議録または記録に残っているわけですから、私はそういった意味で、何ら、この内容に問題はない。むしろ妥当性は極めてあるというふうに判断しまして賛成をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、この委員長報告に対して、反対の発言の方。

3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） 反対の立場で討論させていただきます。

今、先ほどらい、鈴木議員も大体同じようなことおっしゃいました。私も同じようなことを被ってお話しました。で、今、10番議員から、すべてやっても私は賛成だというお言葉がございました。私はですね、やっぱり、誰かさんもおっしゃいましたが、いわゆる最初に出てきた陳情書。これがやっぱり、それと異なる内容で回答する。私はこれがどうしても、自分で納得できませんので、私はそういう意味で反対します。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに、委員長報告に対して、採択に賛成の方の討論をお願いします。
ありませんか。

6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 鈴木議員、藤田委員の話を聞いておりましたが、結局、最初の陳情書が理解できないから参考人に来ていただいて、みんなで理解しようということで招集したわけですよ。それで、あの時点で、あれだけの話をして、今また、ぶり返して、そこまでぶり返して、ここの場で話す問題ではないと思うんです。あれでもう、最初の陳情書はそうだったかもしれませんが、私ども、それがわかんなかったから参考人に来てもらって理解しようということで、みんなあの、話したわけですから。そこで、一応あの、委員会としては、そういう主旨ならばということで採決したわけですから、なんか、また変なところに戻っちゃって、こういうやっぱり議会ではまずいんじゃないかなと俺は思います。そういう意味で賛成です。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ほかに、反対の立場で討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 賛成の立場で討論ありますか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ただ今の委員長報告のとおり、採決するに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） はい、わかりました。

起立多数であります。

よって、陳情第29-1号は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここであの、お諮りしたいと思うんですけれども、副町長が、実はお見えになっておるわけですよ。ですから、ちょっとあの、間で申し訳ないんですが、ここであの、ご挨拶をいただいて、そして、わざわざ福島から来ておられますので、それをここに

差し挟んでいただいて、その後、昼食のため休議ということにしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異議ないですか。

異議なければ、そのようにしたいと思いますので、副町長にここに来ていただきます。

ご案内してください。

〔副町長 橋本晃一君 入場〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎副町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それではあの、橋本晃一副町長には、遠路おいでいただきまして、誠にご苦労様です。

それではあの、ちょうどあの、定例会が開会中でございますので、一言あの、ご挨拶をいただきたいと思います。

どうぞ、こちらのほうに。

○副町長（橋本晃一君） 先ほど副町長の選任について、ご同意をいただきました橋本晃一でございます。この度、このような大任をおおせつかり、その重責に身が引き締まる想いがあります。町長を助け、町政発展のため、微力ではございますが、誠心誠意、全力を尽くしてまいる覚悟でございますので、議会の皆様のご指導・ご鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） それではあの、昼食のため休議いたします。

午後の始まりは、1時45分。ちょっと厳しいですか。

休憩 午後12時36分

再開 午後 1時47分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前を引き続き、会議を再開いたします。



◎役場庁舎に係る陳情についての調査特別委員会委員長の審査報告、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第16、陳情第29-2 只見町役場本庁舎に関する陳情を議題といたします。

役場庁舎に係る陳情についての調査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

役場庁舎に係る陳情についての調査特別委員会委員長、中野大徳君。

5番、中野大徳君。

〔役場庁舎に係る陳情についての調査特別委員長 中野大徳君 登壇〕

○5番（中野大徳君） 役場庁舎に係る陳情についての調査特別委員会審査報告書。本委員会に付託された、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告します。1、審査事件。陳情29-2 只見町役場本庁舎建設に関する陳情。朝日地区区長連絡協議会会長、菅家達朗他9名。審査経過。本件は、平成29年2月第2回会議において付託を受け、平成29年2月23日、3月3日、3月6日の委員会で審査した。審査結果、採択。理由。本件は、委員会付託せずに全員協議会及び特別委員会を設置し審議した。陳情は、役場庁舎について新築ではなく、旧只見中学校改築で活用との陳情であったが、主旨を確認すべく陳情者を参考人招致した。結果として、少子高齢化が進み、町勢の縮小が予想される中、次世代に過度な負担を強いるべきでない。また、陳情は、早期暫定移転と解釈していただき、陳情文の旧只見中学校校舎の改築とあるが、相当の期間が予想される暫定移転は行政執行に支障の出ない必要最小限の改修と理解していただきたいとの主旨であった。以上の理由から採択すべきものとした。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

これで質疑を終わります。

それでは、ただ今の委員長報告のとおり、採択するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第29-2号は委員長報告のとおり決定されました。

委員長は自席にお戻りください。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここで、お諮りをいたします。

佐藤孝義議員より、発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第5とし、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、これらを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発議第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第5、発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

6番、佐藤孝義君。

〔6番 佐藤孝義君 登壇〕

○6番（佐藤孝義君） 発議第3号。只見町議会議長、齋藤邦夫様。提案者、只見町議会議員、佐藤孝義。賛成者、只見町議会議員、酒井右一。賛成者、只見町議会議員、大塚純一郎。賛成者、只見町議会議員、目黒仁也。福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)。上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたしま

す。

裏面をご覧ください。福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に各都道府県…

〔「朗読省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 朗読省略。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 朗読省略。

それでは、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発議第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎休会中における所管事務等の調査の申出について

○議長（齋藤邦夫君） 次に、皆様のお手元に先ほど配っております各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所管事務等の調査につき会議規則第73条の規定により、配付いたしました通知のとおり休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。町担当課におかれましては調査にあたりまして、準備等をよろしくお願いをいたします。また、各委員会では調査等をよろしくお願ひしたいと存じます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

3月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定をいたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） ここで、町長より、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（菅家三雄君） お許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

平成29年3月会議につきましては、今月の7日からの開会以来、本日に至るまで、実質8日間に亘りまして、提案申し上げました39議案及び追加議案に対し、活発なご審議と慎重審議をいただきまして、全議案について議決をいただきました。誠にありがとうございました。

今会議におきまして、議員各位からいただきました少子高齢化、人口減少対策、定住促進

対策など、現在、只見町が抱えている課題について、多くのご意見とご指摘を、並びに一般会計に付されました意見につきましては真摯に受け止め、十分留意をいたしまして、先ほどご承認をいただきました副町長とともに新たな体制で町政運営に取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、今後とも町政に対するご理解とご協力をよろしくお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝を心からお祈り申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それでは、議長からも一言、御礼とご挨拶を申し上げたいと存じます。

今回の3月会議は通算10日間の長い日程でありましたが、平成29年度の重要な町政執行に係る条例、予算等の審議でございました。平成29年度予算は、自主財源が減少する中で経費削減を念頭に置いた予算であり、厳しい内容でありましたが、予算特別委員会を設置し、全ての当初予算について議員各位の慎重な審議をいただき、予定通り終了することができました。誠にありがとうございました。

3月会議におきましても、一般質問を含め、貴重な提案がございました。そしてまた、厳しい意見等も多く出されましたが、これも、現在、只見町が置かれている人口減少あるいは少子高齢化という厳しい現実のうえに立って、当局も議会も、共通認識に立ち、そしてそれを乗り越えていかなければならない状況があるんだと思うわけでございます。と同時に、将来、只見町が、ここに生き残っていけるような地域づくりが町民から求められているものと考えてわけでございます。そういったことから、町執行部におかれましては、それらを十分に留意されまして、町政の健全な運営にあたっていただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

また、議員各位におかれましては、これから春の雪解けも進みまして、なにかとお忙しくなるものと存じます。体には十分に留意されまして、町民の福祉と町政の発展のために、尚一層のご奮闘をいただきますようにご祈念申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

どうもご苦労様でした。

（午後2時00分）